

電気料金等の高騰に対する支援制度の拡充について



- 水道事業は、多大な電力を要することから、エネルギー価格の影響を受けやすい事業形態となっている
- 高効率機器の導入や効率的な水運用など省エネに取り組み電力消費の抑制に努めてきたところではあるが、昨今のエネルギー価格の急騰が水道事業経営に及ぼす影響は極めて大きく、水道事業者の自助努力には限界がある

電気・ガス価格激変緩和対策事業

〈現状〉令和7年9月使用分までとされ、特別高圧契約が支援対象外となっている。

電気料金が高い水準で推移している場合は、**支援を継続するとともに、更なる拡充**を図ること。〔要望事項(1)〕



水道事業者が電力会社等と契約している**特別高圧を含む全ての契約について**
支援策の対象とすること。〔要望事項(2)〕

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

〈現状〉関係部局等との協議・調整により、水道事業者に対して必要額が交付されるとは限らない



物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において、水道事業者が十分に活用出来る**予算の確保と制度設計の充実**を図るとともに、継続的に支援を行うこと。〔要望事項(1)〕

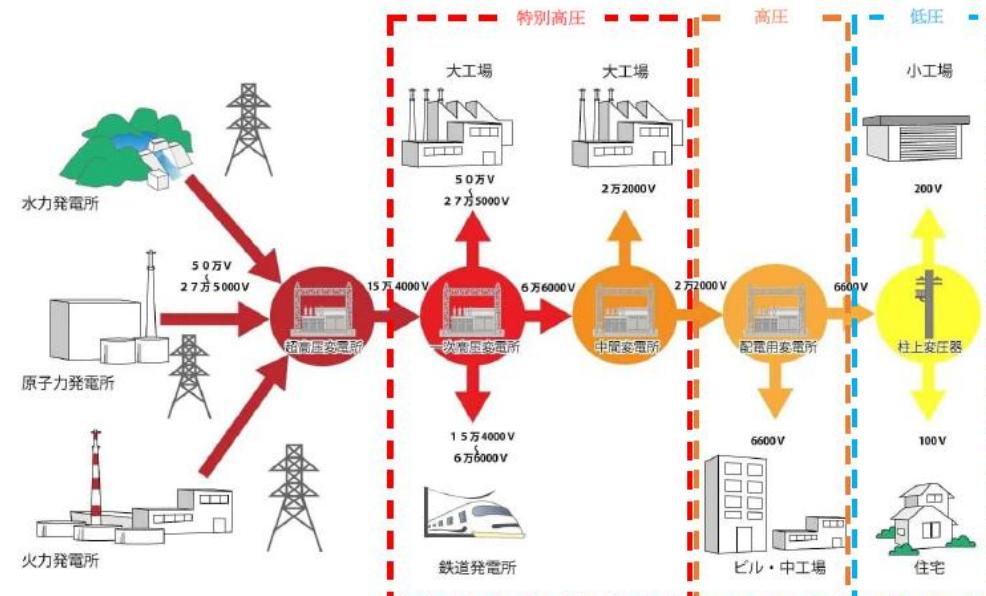
電気料金高騰対策の実施に当たっては、**水道事業者への直接交付**など、水道事業者が確実に財政支援を受けられるよう改善を図ること〔要望事項(2)〕

電力料金の高騰に対する財政支援

〈現状〉急激な物価上昇に対して水道事業に特化した支援メニューがない



原油価格・物価高騰の影響による経費の増大に対する**緊急かつ柔軟な財政支援**を行うこと。〔要望事項(1)〕



法適用水道事業における動力費の推移（公営企業決算状況調査）

